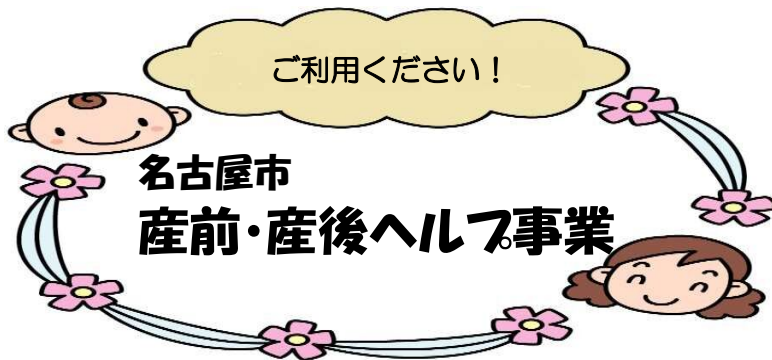




妊娠中又は出産後間もない時期で体調がすぐれないため、家事や育児が困難な方に対してヘルパーを派遣して、調理、洗濯、掃除などの家事や、授乳のお手伝いなどの育児を援助する事業です。

1 利用できる方

名古屋市内にお住まいで、妊娠中又は出産後の体調不良等により、家事や育児が困難であり、かつ、昼間に家事や育児のお手伝いをしてくれる人が他にいない方。



祖父母と同居、里帰り出産、お手伝いに来ていただける方がいる、配偶者が休暇等で在宅の場合は、原則、対象外となります。

※ただし、祖父母と同居、市内里帰り出産の場合でも、その祖父母の方等が病気などにより家事や育児の手伝いができない状況にあれば対象となります。

2 利用について

(1) 利用できる期間

- ①妊娠中（母子健康手帳交付後）から出産後6か月以内（多胎出産の場合は1年以内）
- ②妊娠中（母子健康手帳交付後）から出産に伴う母又は子の入院期間終了後2か月以内のどちらか長い期間

※②の期間での利用を希望される場合は、各区役所の窓口へご相談ください。

②の例 出産後5か月まで入院していた場合、7か月まで利用できます。

妊娠中				出産後1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月
		妊婦入院	出産							母子退院
○				×					○	

(2) 利用できる日

毎日（12月29日～1月3日を除く）※事業所によって異なります。

(3) 利用できる時間帯

午前8時から午後6時まで ※事業所によって異なります。

(4) 利用上限

1日4時間まで

(1)の期間中、合計80時間（多胎妊娠・出産の場合は100時間）まで利用できます。

(5) 利用時間単位

利用は1時間単位での利用となります。

（1回あたり1時間未満の利用でも1時間の利用料がかかります。）

(6) 派遣場所

原則、利用される方の自宅となります。

(7) 利用できない場合

- ・利用者が留守（不在）の場合
- ・利用者と同居する方が感染症にり患している場合
- ・利用者が就業している場合

(8) その他

- ・サービスの利用時間は、ヘルパーが利用者宅に到着した時間から、退出するまでの時間です。
- ・依頼するサービスは依頼時間内でできると想定される内容をお願いします。
- ・ヘルパーが車を運転して利用者を送迎するサービス、医療行為にあたるサービスは提供できません。
- ・ヘルパーの指定はできません。

3 サービスの内容

このサービスは利用される方の体調が回復するまでのお手伝いが目的です。
授乳や沐浴など赤ちゃんのお世話に関することは利用される方のお手伝いが中心となります。
ヘルパーがひとりで赤ちゃんのお世話や預かりをすることはできません。

提供できるサービスの内容（できること、できないこと）

【家事等に関すること】

サービス内容	できる(例)	できない(例)	提供の範囲・条件等
調理	- 調理 - 配膳、片付け - 食器等の洗浄 - テーブル拭き	- 大量の調理 - 特別な手間がかかる調理（正月料理等）	利用者が日常的に担う同居家族分まで
衣類の洗濯・補修	- 衣類の洗濯、干す、たたむ - アイロンかけ - 裁縫（ボタン付け、簡単な縫い）	- 大量の洗濯、アイロンかけ - 特別な手間を要する洗濯（手洗い等）	利用者が日常的に担う同居家族分まで
部屋等の清掃、整理整頓	- リビング、寝室、台所等の簡易な掃除（掃除機、拭き掃除） - 整理整頓	- エアコン、ガスコンロ、冷蔵庫等の掃除 - 風呂場のカビとり - 換気扇の掃除 - ワックスかけ - 窓の掃除 - 庭の掃除（剪定、草むしり、草木の水やり）	利用者及び新生児が普段利用する居室等を中心に、利用者が日常的に担う範囲まで
生活必需品の買い物	近隣のスーパー等での食材、日用品等の買い物	- 大量の買い物 - 生活必需品以外の買い物	
きょうだいの世話	- 徒歩 15 分以内の送迎（保育所、幼稚園、学童等） - 居宅内での遊び相手	- 塾等の送迎 - きょうだいの医療機関受診の付き添い	- 子どもを連れて徒歩 15 分以内の距離 - ヘルパーが車を運転しての送迎は不可
その他	- 布団を干す - シーツ交換 - 郵便局又はポストへの郵便物の持ち込み - ごみ出し	- 店番、商品の販売 - 家屋の修繕 - 来客の応接 - ペットの世話 - 銀行への振込み、引き出し	

【育児等に関すること】

サービス内容	できる(例)	できない(例)	提供の範囲・条件等
授乳のお手伝い	- 湯沸し、ボットへの移し替え - 調乳 - 哺乳瓶の洗浄、消毒、片付け	ヘルパーがひとりで赤ちゃんのお世話をすることはできません。	
おむつ交換	おむつ交換		
沐浴介助	- 着替えの準備 - ベビーバスの準備、片付け - 乳児の身体のおき取り、着替え等		
病院の付き添い	乳児の健診、通院、予防接種	利用者の医療機関受診の付き添い（妊婦健診、産後健診を除く）	- 双子を養育又は利用者の体調が非常に優れない場合に限る - 乳児の健診、通院、予防接種の場合は、利用者の同伴が必要
その他	- 乳児の食事づくりの手伝い - ベビー布団を干す		

4 利用料

世帯の生計中心者の当該年度（4月から6月の派遣については前年度分）の市民税の課税状況に応じて、ご負担いただきます。利用料は事業所の指定する支払い方法に従ってお支払いください。

※依頼した買い物の代金、買い物や通院介助にかかるヘルパーの交通費、その他サービス実施時に必要となった実費については下記の利用料以外にご負担いただきます。

区 分		利用料（1時間あたり）
A	生活保護世帯 市民税非課税世帯	0 円
B	市民税均等割のみ（所得割非課税） 課税世帯	1 2 5 円
C	上記以外の世帯	8 0 5 円

※住宅借入金等特別控除など、税金から差し引かれる金額（税額控除）については、控除がなかったものとして区分の判定を行います。

5 利用の流れ

利用について具体的に「お手伝いして欲しいこと」「いつから利用したいか」などを決め、利用を希望する期間の開始日の**3か月前から2週間前**までにお申込みください。

1 申 込

- ・「**産前・産後ヘルプ事業利用申込書**」をお住まいの区役所民生子ども課又は支所区民福祉課へ提出してください。※母子健康手帳をお持ちください。
- ・利用申込書は、名古屋市公式ウェブサイト「産前・産後ヘルプ事業」のページからダウンロードできます。
- ・「産前・産後ヘルプ事業所一覧」を参考に希望する事業所を選んでください。

2 利用調整

- ・希望される事業所との利用調整は、申し込み先の区役所民生子ども課又は支所区民福祉課が行います。
- ・調整の結果、ご希望どおりにならない場合があります。

3 利用決定

- ・事業所が決定しましたら、名古屋市より「**産前・産後ヘルプ事業実施決定通知書**」及び「**利用時間数確認カード**」を送付します。

4 利用開始

- ・実際の利用日、時間等については利用される方と事業所で相談の上、決めていただきます。
- ・**1回の利用ごとに訪問したヘルパーから「利用時間数確認カード」にサインをもらい、残りの時間数を確認してください。**
- ・利用料は事業所から請求されますので、事業所にお支払いください。

5 利用変更

- ・住所、前後1か月以上の利用期間、事業所の変更等が生じた場合は、変更申請書の提出が必要です。

6 派遣事業者について

名古屋市が指定する介護保険事業所又はベビーシッター事業所よりヘルパーを派遣します。

原則、1事業所の利用とし、利用日時・時間については、利用対象者の状況やご事情、ご希望を踏まえ事業所と調整の上決定しますが、ご希望にそえない場合がありますのでご了承ください。

事業所一覧は、各区民生子ども課・各支所区民福祉課もしくは、名古屋市公式ウェブサイトでご覧いただけます。

●名古屋市公式ウェブサイトアドレス：<https://www.city.nagoya.jp/> にアクセスして

産前・産後ヘルプ

検索

で検索

7 キャンセルについて

利用予定日前日（事業所が休業日の場合は、その直前の営業日）17時までに事業者へ連絡をしてください。それ以降のキャンセルについては、1回の利用につき、1時間の利用があったものものとみなして、1時間分の利用料をいただきます。（その1時間については、利用時間数に含めます。）
利用を希望される方が多く、ヘルパーの派遣調整が非常に厳しい状況となっております。

キャンセルや利用開始後の利用時間数の変更は、やむを得ない場合を除きご遠慮ください。

8 お申し込み・お問い合わせ先

お住まいの区役所民生子ども課民生子ども係（支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課保護・子ども係）へ「産前・産後ヘルプ事業利用申込書」を提出してください。（母子健康手帳をお持ちください）

区	電 話	FAX	支 所	電 話	FAX
千種区民生子ども課	753-1831	751-3120			
東区民生子ども課	934-1186	936-4303			
北区民生子ども課	917-6513	917-6512	北区楠支所 区民福祉課	901-2264	902-1843
西区民生子ども課	523-4592	523-4630	西区山田支所 区民福祉課	501-4971	503-3986
中村区民生子ども課	433-2982	433-2068			
中区民生子ども課	265-2311	241-6986			
昭和区民生子ども課	735-3891	735-3909			
瑞穂区民生子ども課	852-9382	852-9375			
熱田区民生子ども課	683-9911	682-0346			
中川区民生子ども課	363-4402	363-4302	中川区富田支所 区民福祉課	301-8361	301-8661
港区民生子ども課	654-9712	651-1190	港区南陽支所 区民福祉課	301-8342	301-8411
南区民生子ども課	823-9391	823-9426			
守山区民生子ども課	796-4602	796-4627	守山区志段味支所 区民福祉課	736-2187	736-4670
緑区民生子ども課	625-3951	621-6858	緑区徳重支所 区民福祉課	875-2213	875-2215
名東区民生子ども課	778-3091	774-2781			
天白区民生子ども課	807-3881	807-3829			



※このチラシは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

R5.4 子育て支援課